令和７年度（令和６年度分）

定期監査結果報告書

（事務監査）

令和７年９月12日

篠栗町監査委員

目　　次

監査の概要 1

監査の結果 2

第１　勧告..... 2

第２　指導..... 2

第３　意見..... 6

〔共通事項〕 6

〔対面での監査〕 8

1. 総　　務　　課..... 8

2. 財　　政　　課..... 9

3. 住　　民　　課..... 9

4. 健　　康　　課.....11

5. 福　　祉　　課.....13

6. 上　下　水　道　課.....15

7. 学校教育課（小学校含む）.....15

8. こ　ど　も　育　成　課.....17

9. 会　　計　　課.....18

〔書面での監査〕 19

1. 産　業　観　光　課 19

監査の概要

１　監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証し、監査することを目的とする。

２　監査等の種類

定期事務監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項に基づく監査

３　監査等の対象

（１）令和６年度及び監査実施日までに執行した事務事業

（２）監査対象の課

【対面での監査】総務課　財政課　住民課　健康課　福祉課　上下水道課　こども育成課　学校教育課〔篠栗小学校（萩尾分校）・勢門小学校・北勢門小学校〕会計課　産業観光課（一部ヒアリング）の１３部署

【書面での監査】財産活用課　まちづくり課　税務課　収納課　産業観光課　都市整備課　社会教育課　議会事務局　監査委員事務局　幼稚園　篠栗中学校　篠栗北中学校　の１２部署

４　監査等の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているか。

５　監査等の実施内容

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

６　監査等の実施時期

令和７年７月３日 ～ ８月１９日

７　監査等の結果

２ページ以降掲載

監査の結果

第1 勧 告

一般会計、特別会計及び企業会計において、勧告事項はありません。

第2 指 導

１．物品の管理について（全庁（上下水道課を除く。））

今回、物品出納台帳の管理について、監査を実施したところ下記のような不備が散見された。
・購入年月日が不明なもの
・所管替えが行われた物品の台帳への記載が漏れているもの
・廃棄された物品が台帳から抹消されていないもの
・実質的に使用不能な物品が台帳に登載されているもの
・物品と物品出納台帳との定期的な照合を行っていない

物品の購入を含む町の財政の支出に関しては、その重要性が職員に十分認識されており、手続きも厳格に行われ、不適切な事務が発生しないよう努められています。

しかし一方で、公金が物品に変わった時点で、公金としての重要性が意識から薄れてしまっているのではないかと懸念されます。

物品は、公金が姿を変えた大切な財産であるという認識のもと、適切に管理されなければなりません。

特に、物品の照合は物品管理の中心的な業務です。物品が使用可能な状態かどうかの確認や、所在不明備品の探索、不用・劣化備品の処分などを判断するために、照合業務は欠かせません。この業務は、現在照合を行っている課においても、いつ、誰が、どのようにチェックをしたかという記録が残されていない状況です。

今後は、少なくとも年１回の物品照合を行い、その記録を保存する体制の確立を図られたい。

なお、現行の財務規則には、物品と物品台帳との照合を行わなければならない旨の規定がないため、規則の見直しについても検討されたい。

また、財務規則第２０３条の規定に則った事務を遂行されたい。

（物品現在高報告書の提出）
第２０３条　物品管理者は、その管理に属する重要な物品の毎年３月３１日現在の状況について、物品現在高報告書を会計管理者に提出しなければならない。

今後、物品管理に関し、全庁的に一括して管理できるようなシステムの導入を検討されたい。

２．補助金の交付について（全庁）

（１）補助金の法的根拠

地方自治法第２３２条の２は、「普通地方公共団体は、公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」と規定しています。

また、同法第２条第１４項においては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たり、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされています。

これらの規定を踏まえ、自治体が補助金を交付する際には、その目的、対象、条件等を明確にするため、交付要綱等を定めることが一般的です。

（２）本町における補助金交付の課題

本町における補助金交付に関しては、以下の課題が認められます。

・長期間見直しが行われず交付が継続しているものがある。
・団体にとって補助金が既得権化し、自主自立を阻害している場合がある。
・多額の繰越金や事業費の不明確さなど、算定根拠が適正でない事例がある。
・自己負担金の徴収が適切に行われていない団体がある。
・過度に補助金に依存している団体や、自主財源で自立可能と考えられる団体が存在する。
・要綱等の整備を行わずに補助金を交付している事例がある。

社会福祉協議会、商工会、観光協会、身体障がい者福祉協会、食品衛生協会

（３）補助金制度の見直し及び改善方策

ア　制度見直しの必要性

補助金は、町の施策を補完し、公益性のある活動を支援する重要な手段です。しかし、社会情勢の変化により、補助対象事業と町の施策・住民ニーズとの間に乖離が生じたり、制度設立当初の目的が既に達成されている場合があります。

このため、交付に際しては町が期待する成果を明確にする具体的指標を設定し、達成状況や事業効果を定期的に検証したうえで、必要に応じて制度の見直しを検討されたい。

イ　改善方策

補助金の交付に当たっては、公平性・公正性の確保が不可欠です。そのため、事業ごとに交付要綱等を制定し、交付の趣旨・目的、対象、要件等を住民にも明確に示すことが必要だと考えます。

補助金の交付自体は１つの行政サービスとしてなされるものであり、一般に条例や規則等の法規範にまで根拠を置く必要はないとされますが、行政内部だけで完結する性質のものではなく、住民への一定の影響を伴います。

また、例規が存在しない場合、内容の不透明性が高まり、実務上も適切とは言えません。

以上の観点から、当該補助金に係る例規の制定が適当であると考えられるため、検討されたい。

３．リース契約と財産取得について
（学校教育課、社会教育課、議会事務局、財産活用課）

今回、７００万円以上のリース契約に基づく動産の取得について、監査を実施しました。令和６年度は、篠栗北中学校外２施設高効率照明化リース事業、パソコン等のリース事業等いずれも７００万円以上のリース契約が締結されています。契約の内容については、「所有権移転付賃貸借契約」であり、賃貸借期間の満了をもって当該物件の所有権が町に移転するという契約であり、実質的に所有権留保の割賦販売と考えられ、動産の買入に類すると解釈される。

また、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第３条で規定する財産の取得予定価格７００万円以上に該当することから、財産の取得として議会の議決に付した方が良いと判断します。

また、条例改正については、必ずしも改正の必要はなく、条例の解釈で対応できると考えます。

このことを踏まえ、今後については、議会の議決を得る、令和６年度までの分については、必要に応じ議会の追認を受ける等の検討をされたい。

○篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）
第３条　地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格７００万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件５，０００平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

令和６年度については、
・篠栗北中学校外２施設高効率照明化リース契約
・町立図書館システム賃貸者契約
・篠栗町議会中継配信・音響システム・出退庁表示システム導入リース契約
・パソコン等リース契約
などが該当します。

４．役割を終えた条例等の廃止について（総務課）

町の例規の中には、既に役割を終えた条例等が見受けられるので、各課で点検し、速やかに廃止の手続きを取られたい。

例えば、
○昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第２号）
○篠栗町職員の任用替に関する要綱（平成１４年要綱第２号）等です。

COLUMN

今後の監査の方向性

１．重点項目の設定と「選択と集中」の推進

効率的かつ効果的な監査等を実施するためには、監査の対象を重点的に絞り込み、具体的な視点や着眼点を明確に設定することが重要である。このような「選択と集中」により、限られた監査資源を有効に活用し監査等を実施する。

２．リスクアプローチに基づく重点化

重点項目、視点、着眼点の設定にあたっては、リスクアプローチの観点を取り入れ、町に不当な損害を与えるおそれが大きく、かつリスクの高い行為または不作為を優先的に選定する。これにより、業務全般が法令等に基づき適正に執行されているかについて、的確な監査等を実施する。

３．住民視点による監視と説明責任の強化

監査委員による監査等を通じて、執行機関における適正かつ効率的な行財政運営の確保を図るとともに、行政の透明性を高め、住民に対する説明責任を果たすことが求められる。このため、常に住民の視点に立ち、町政運営に対する監視・評価・指導を推進する。

４．監査結果の分かりやすい公表

監査等の結果については、住民の理解が得られるよう、分かりやすい表現で内容を整理し、公表することが重要である。住民目線に立った情報発信に努めたい。

５．監査資料提出の簡素化と職員負担の軽減

監査に関する資料の提出については、可能な限り既存の文書や帳票等を活用し、追加提出を最小限とすることで、担当職員の業務負担軽減を図るものとする。

監査結果「公表」の意義

監査結果の「公表」は、地方自治法第１９９条第９項の規定により義務付けられており、公報等による掲載のほか、本町ではウェブサイトで住民が随時閲覧できる環境を整備しています。

この「公表」の目的は、監査において指摘された事項について、その内容を町長や議会、住民等と共有し、組織として改善に向けた取り組みを促進する点にあります。すなわち、外部に情報を明らかにすることで、自治体内部にとどまらず、社会的な関心と監視のもとで実効性のある改善が図られるという効果が期待されます。

なお、監査結果の「公表」が法的に義務付けられたのは、平成９年（1997 年）の地方自治法改正によるものであり、それ以前は必ずしも外部に開示されるものではありませんでした。こうした制度改正は、監査機能の実効性を高め、透明性と説明責任の確保を図るものとして、意義深いものであります。

第3 意 見

［共通事項］

１．時間外勤務、年次有給休暇取得及び育児休暇取得の状況について

令和６年度における職員１人当たりの平均時間外勤務時間及び平均年次休暇取得日数を課ごとに示したものが、次の散布図である。

なお、管理職、派遣職員、途中退職者及び年度中の出勤日が１日に満たない休業者、休職者を除く職員１２３人分を集計している。

平均年休取得日数は、年間１人当たり約１７．５２日であり前年度と比較し約０．９２日増加し、平均時間外勤務時間は、年間１人当たり１０７．０５時間となり前年度と比較し１２．７５時間増加している。

時間外勤務については、全体としてはおおむね平準化されているものの、所属間および職員間でばらつきが見受けられます。業務の性質上、やむを得ず恒常的に時間外勤務が発生する場合もありますが、長時間にわたる継続的な時間外勤務は、職員の健康面に悪影響を及ぼすだけでなく、疲労の蓄積による事務効率の低下や事故の発生なども懸念されます。

このため、適正な人員配置の見直しに加え、各所属長においては、職員の健康管理や業務の進捗状況の把握に努めるとともに、日頃から時間外勤務の縮減を意識して業務を遂行し、職場の実情に応じた創意工夫による取り組みを積極的に講じるよう努められたい。

また、男性職員の育児休業取得については、近年、全国的に取得率が向上しています。厚生労働省の発表によると、２０２４年度における民間企業での男性の育児休業取得率は４０．５％となり、前年の３０．１％から１０．４ポイント上昇し、過去最高となりました。

本町においても、男性職員の育児休業取得は、家庭との両立支援や職場全体の働き方改革の推進など、多くのメリットが期待されます。取得率１００％を目指せるよう、職場環境や制度の整備を一層進められたい。

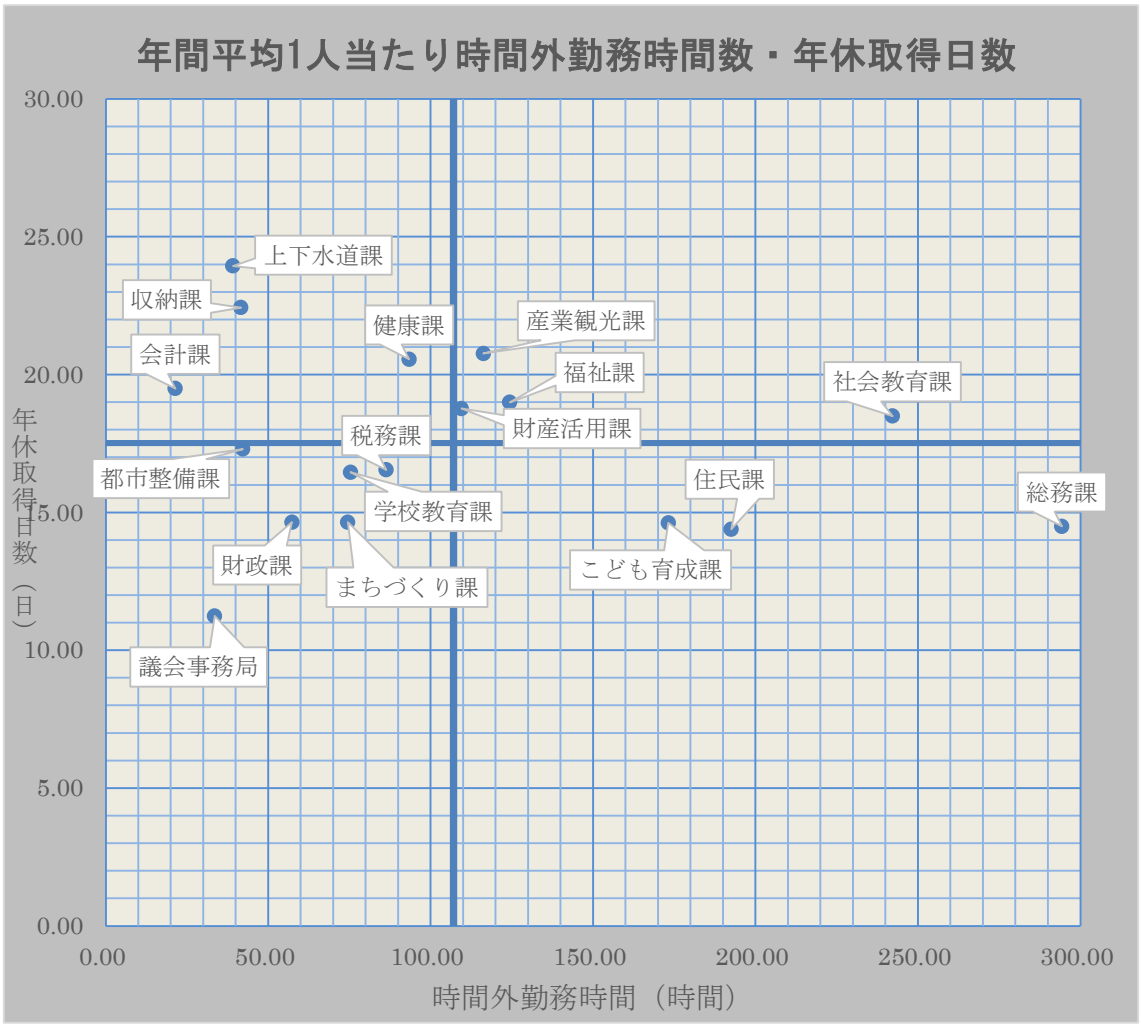

※図の説明

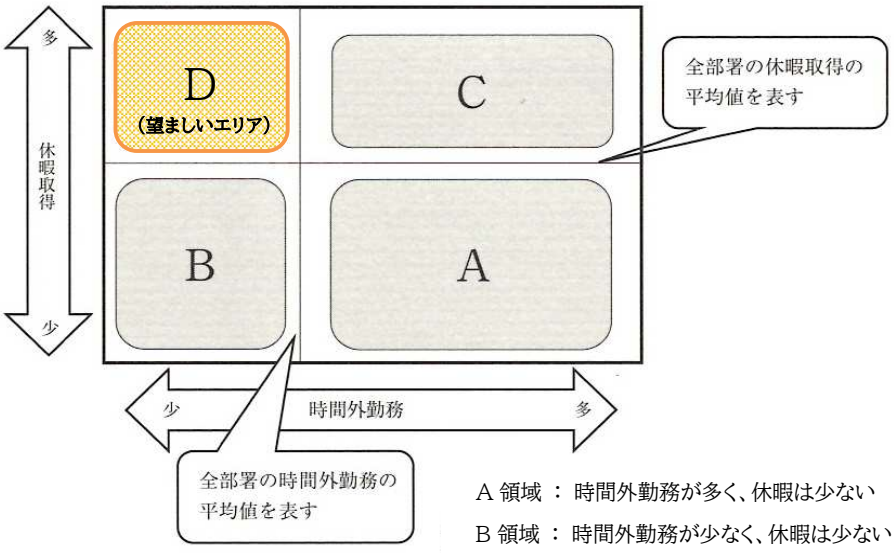

A 領域 ： 時間外勤務が多く、休暇は少ない

B 領域 ： 時間外勤務が少なく、休暇は少ない

C 領域 ： 時間外勤務が多く、休暇は多い

D 領域 ： 時間外勤務が少なく、休暇は多い

［対面での監査］

１．総務課

（１）人材育成の取り組みについて

社会経済情勢が大きく変化する中、住民のニーズは多様化・複雑化しています。これに対応するためには、職員一人ひとりが課題を的確に把握し、解決に向けて主体的に行動できる力を養うことが不可欠です。そうした人材の育成は、町の将来を左右する重要な要素といえます。

監査では、多くの職場で人材育成方針に基づき、職員への適切な指導や研修の受講が行われている様子が確認されました。しかし、研修などで得た知識や経験が職場内で十分に共有されていない点や、職員が常に問題意識を持ち、新たな業務や未経験分野に積極的に挑戦する姿勢の醸成については、まだ課題があると考えられます。

今後の行政ニーズへの対応や、ＤＸ推進、ＳＤＧｓの実現に向けては、職員一人ひとりが自ら考え、行動する力を育むことが求められます。

そのためにも、「フットワーク」「ヘッドワーク」「チームワーク」「ネットワーク」の４つの力を発揮し、挑戦する姿勢を持った職員を育成することが、町の発展につながると期待されます。

したがって、今後も職員育成には引き続き力を入れ、総務課への適切な人員配置も検討されたい。

（２）職員の適正配置について

現在、業務量調査が実施されているが、時間外勤務については、特定の係・特定の人に集中しているようである。業務量調査の中でも原因等を分析し、来年度の職員配置について留意されたい。

（３）苦情等への対応について

本年７月２８日付で、町のホームページに７月２２日に行った「緊急漏水修理時の不適切な対応について（お詫びと報告)」という文書が掲載され、当該事案の概要等が公表され、同時に新聞報道もなされました。これに対し、上下水道課では迅速かつ適切な対応が行われたものと思われます。

苦情は、すべての課において町民や関係団体等から寄せられているものと考えられます。これらの苦情の中には、住民の潜在的なニーズや課題が含まれている場合もあるため、業務改善につなげていく視点が重要です。

また、苦情の内容および対応状況については、可能な範囲で町民に公表し、情報の共有と行政運営の透明性を高めるとともに、職員一人ひとりの対応意識や説明責任の向上にもつなげていく必要があります。

以上の点を踏まえ、苦情対応のあり方について検討されたい。

2. 財政課

（1）電子契約の推進について

電子契約の導入により、契約書の作成が不要となるほか、書類の保管や管理に係るコストの削減が可能となる。また、受注者にとっては、印紙の貼付が不要となるとともに、契約書の受け取りや提出の手間が省かれることから、事務処理時間の短縮による業務の効率化が図られるものである。

このことから、電子契約の推進については、積極的に取り組まれたい。

あわせて、電子納品の導入についても、効率的かつ効果的な行政運営の実現を目指すものであることから、その導入に向けた検討を進められたい。

3. 住民課

（1）マイナンバーカードの普及・活用・マイナ保険証について

篠栗町におけるマイナンバーカードの普及は、保有率８２．７％（令和７年６月現在）糟屋地区で２位、福岡県内３位と非常に進んでいる。これは休日・夜間の受付や役場に来庁できない方への出張申請サポート等の実施の成果だと評価できる。一方でマイナ保険証利活用率の向上、高齢者への対応などの課題も見受けられる。今後もマイナンバーカードの利用促進について、さらなる広報の多様化と普及促進の取り組みを継続されたい。

（2）特定健康診査の実施状況について

特定健診、特定保健指導の受診率は、年々向上していることは、評価できる。令和６年度については、特定健診早得キャンペーンによりＱＵＯカード（５００円分）を進呈、委託している受診勧奨業務の内容見直し等により、さらに向上した。（６年度は、未確定値であるが、特定健診受診率は、３７．１％、特定保健指導については３２．９％である。）

また庁舎とオアシス篠栗のデジタルサイネージで動画再生や町内の公共施設やスーパー・金融機関へのポスター掲示拡大、Ｆコープとの連携協定により会員向けカタログに同封し配布等が成果にでたものと思われる。このように各種施策を実施している点は評価に値する。

今後は受診者の実態をより詳細に分析し、対象層（働き盛り世帯や若年層）に応じた勧奨方法や受診後の支援体制の強化に努められたい。生活習慣病予防と医療費適正化を両立させる観点からも受診率向上に注力されたい。

さらに特定健診に加え、腹部超音波検査についても、受診機会の拡充等を通じて、受診率のさらなる向上を図られたい。

特定健診受診率	対象者数	受診者数	受診率 (法定報告)
令和５年度	３，２５７人	１，１７７人	３６．１％
令和４年度	３，３８７人	１，１７３人	３４．６％
令和３年度	３，６００人	１，１７９人	３２．８％

特定保健指導 受診率	対象者数	受診者数	受診率 (法定報告)
令和５年度	１４４人	７４人	５１．４％
令和４年度	１３７人	６６人	４８．２％
令和３年度	１３５人	６３人	４６．７％

（３）窓口事務の簡素化、ＩＴ化について

住民サービスの質の向上と行政運営効率化を同時に実現する自治体ＤＸ推進の取り組みであり、令和６年１０月からの運用開始は評価できるものである。今後はさらなる対象拡大、住民視点に立った窓口業務体制の確立に努められたい。

（４）選挙投票率向上のための取り組みについて

令和７年７月２０日に執行された参議院議員通常選挙において、本町の投票率は５６．７３％となり、令和に入ってから実施された選挙の中で最も高い投票率となりました。

この結果は、投票率向上を目的とした様々な啓発活動の成果であり、特に「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の実施や、「明るい選挙推進協議会」委員による駅前での啓発物配布、町内巡回、ホームページ・ＳＮＳ・テレビのｄボタンなど、複数の媒体を活用した情報発信が効果的であったものと評価できます。

今後は、さらに高齢者、若年層、障がいのある方など、あらゆる立場の住民が投票に参加しやすくなるよう、期日前投票所の設置場所について、スーパーや銀行など利便性の高い施設での開設も含めて柔軟な対応を検討されたい。

あわせて、主権者教育の一環として、関係機関と連携しながら学校での出前授業や模擬投票の実施についても積極的に検討されたい。

4. 健康課

（1） 5歳児健診の推進について

5歳児健診の目的は、発達障がいなどの特性を早期に発見し、それに応じた支援を行うことで、子どもの健やかな成長を促すことにあります。あわせて、生活習慣や育児に関する指導を通じて、健康の保持・増進を図ることも目的とされています。

健診では、心身の発育、栄養状態、言語や精神の発達、生活習慣や社会性などを幅広く確認します。特に5歳児は、集団生活を通じて社会性が現れやすく、発達の特性を見つけやすい時期です。

3歳児健診では家庭での様子を中心に把握しますが、5歳児は、ほとんどの子どもが保育園や幼稚園等に通っており、集団での行動観察が可能なため、より的確なスクリーニングが期待できます。加えて、偏食や肥満、生活リズムの乱れ、メディア視聴の影響など、生活習慣の課題も把握しやすくなります。こうした健診を通じて、早期の保健指導や養育相談につなげることで、欠食や不登校など、就学後の問題の予防にもつながります。

したがって、5歳児健診は義務教育へのスムーズな移行を支える重要な取り組みであり、今後の積極的な導入と推進を期待する。

（2）健診事業について（特定健診受診向上に向けた取り組み）

特定健診の受診率向上を目的に、健康診断の必要性について広報紙やＳＮＳ、町内のイベント等を通じた周知・啓発活動を実施し、年々受診者の増加につながっている。昨年より２２０人の増。一定の評価ができる。特定健診は生活習慣病の早期発見・予防に重要な役割を果たすため、継続的な受診率の向上は医療費抑制や住民の健康寿命延伸に寄与するので、継続的に啓発活動に努められたい。

また、検診項目の充実も検討されたい。

（3）オアシス篠栗の利用状況及び今後の事業展開について

オアシス篠栗は、開館から２５年間にわたり、町民の健康増進および交流の場として重要な役割を果たしてきました。

令和6年度の全体利用状況を見ると、前年度比では３３％の増加となっており、この要因としては、キッズコーナーやベンチの整備、採れたて野菜の販売、売店の充実など、施設の快適性向上に向けた取り組みが奏功したものと考えられます。今後も、利用者の満足度を高める工夫を継続して行うことが求められます。

一方、入浴施設の利用状況については、平成３０年度と比較して５６．１％の利用率であり、内訳は町内利用者が４７％、町外利用者が５３％を占めています。

サウナや露天風呂の機械の老朽化に伴う閉鎖が、利用減少の主な要因と考えられます。なお、温浴施設に関する改修費（電気設備等の建物全体に関わる費用は除く）は、約6億円が必要と見込まれています。

入浴施設については、現時点で廃止の方向性が示されているものの、今後の事業展開に当たっては、条例に定める事業目的を踏まえつつ、議会及び住民の意見を十分に尊重しながら進められたい。

また、施設全体の収益性向上の観点から、施設内で賃貸している物件については、定期的な賃料改定等に取り組み、安定的な収益確保を図ることが必要である。

さらに、当該施設は現在、指定管理者制度により運営されているが、今後、町直営に移行す

る場合には、担当課の負担増が想定されることから、運営体制の在り方について慎重に検討されたい。

（４）オアシス巡回バスについて

令和６年度の巡回バスの全コースの年間利用者数は３８，７３９人であり、これはコロナ禍前と比較して約６６％の水準となっている。昨年度と比較すると、全コース合計で４，７３８人増加となっており、一定の回復傾向もみられる。コースによると巡回回数４回運転でも、一日利用者数が７人未満も見受けられる。また、バスの運行委託料も４７％と大幅に増加し、費用対効果や利用者の利便の観点から、今後の運行形態の見直しが必要ではないかと考える。

特に、ＡＩオンデマンドバスといった、利用者のニーズに応じて柔軟に対応可能な次世代型交通のシステムへの移行について、他自治体での導入事例や費用・効果を検証しつつ具体的な検討を進められたい。

（５）療育通園事業について

療育通園事業については、支援を必要とする対象者の増加、人材の確保の観点からも、委託料については、定期的な見直しを検討されたい。

5. 福祉課

（１）介護予防事業等について

介護予防事業の一環として、出前講座（１１講座）や地域リハビリテーション活動支援事業を展開し、住民の参加意欲の向上、身体機能の維持、社会参加の促進において一定の成果が見られるものと評価できます。

特に、地域に出向いて実施する出前講座は、住民の身近な場で介護予防を啓発する効果的な手法であり、今後さらに拡充が望まれます。

一方で、参加者の継続を促す取り組みは進んでいるものの、新規参加者、特に若年高齢者や男性の参加が伸び悩んでいる状況です。このため、広報手法や講座内容の見直しも検討されたい。また、一部地域では交通手段が限られていることから参加者がまったくいないケースも見られ、移動支援の導入など、地域の実情に応じた対応も検討されたい。

今後も、保健師による介護予防や介護保険制度に関する講演の機会を拡大し、住民への周知を図られたい。

介護予防事業全体については、さまざまな取り組みが進められており、要介護認定率の抑制にも一定の効果があると考えられます。また、事業評価を行っている点も評価されます。

ただし、参加者満足度に関するアンケート調査では留意すべき点があります。高齢者の方々は遠慮や気遣いから、「非常に満足」「満足」といった好意的な回答をしやすく、実態を正確に反映しない傾向が見られます（いわゆる「忖度回答」や「社会的望ましさバイアス」）。

こうしたバイアスを避けるためには、満足度を問う形式ではなく、「事前の期待とのギャップ」や「改善点」などを尋ねる形式とすることが有効です。自由記述を中心とした設問構成にすることで、より率直な意見が得られることが期待されます。

【設問の改善例】

〇はじめに自由記述欄を設ける（忖度を避けやすくするため）。

〇この教室で「良かったこと」を教えてください。

〇改善点や「少し困ったこと」があれば教えてください。

〇以下の項目について、それぞれの印象をお聞かせください。

・事業の内容　・時間の長さ　・会場の雰囲気

・指導者の説明　・参加者同士の交流

今後の事業評価においては、こうした工夫を取り入れ、より実態に即した改善につなげていくことを検討されたい。

（２）地域包括支援センターについて

出前講座やサロン活動など、介護予防活動が一定数展開されているが、参加者が固定されている傾向がある。今後は特に前期高齢者の掘り起こしや、ボランティアの育成と継続支援に努められたい。

また、地域包括センターの存在や役割を十分に理解されていない住民が多いので、引き続き回覧板、広報、ＳＮＳでの情報周知をされたい。

高齢化により、高齢単身・高齢者夫婦世帯の増加により、見守り・日常生活の必要性が高まっており、独居高齢者の孤立死リスクへの対応、配食・買い物・ごみ出しなど、生活支援のニーズの多様化が求められており、地域支え合い推進事業の促進に尽力されたい。民生児童委員や自主防災組織との連携に努められたい。

介護人材・専門職の確保と定着に努められ、虐待・ハラスメント対策やメンタルケアのサポート強化に努められたい。

（3）長期間継続されている福祉サービスの見直しについて

以下の福祉サービスについては、２０年から３０年以上継続して実施されてきましたが、開始当初と比べて社会情勢が大きく変化しており、制度の在り方を再検討する必要があると考えます。

また、長期にわたり税金を投入して給付を行うことは、限られた財源の効率的な活用という観点から課題もあります。

①篠栗町緊急通報装置貸与事業（緊急通報装置）
②篠栗町福祉タクシー料金補助事業（福祉タクシー）
③篠栗町「食」の自立支援事業（配食サービス）
④篠栗町紙おむつ給付サービス事業（紙おむつ給付）

各事業の現状と課題は以下のとおりです。

①緊急通報装置貸与事業

本町における緊急通報装置貸与事業は、３０年以上にわたり継続して実施されており、ひとり暮らしの高齢者等の緊急時に安否確認等を行うことを目的としている。

制度開始当初は携帯電話の普及が進んでおらず、通報装置の有用性が高かったものの、現在では携帯電話の普及に加え、民間警備会社による同様のサービスが充実しており、当初ほどの必要性は薄れてきている。

こうした状況を踏まえると、町として引き続き公費を投入して事業を継続する意義については再検討を要すると思います。

特に、利用者の安全確保という目的は他の手段でも代替可能となりつつあり、効率的な財源活用の観点からも課題があると考えられる。

②福祉タクシー料金補助事業

本町における福祉タクシー料金補助事業は、３０年以上にわたり継続して実施されており、障がい者等の日常生活の利便性向上及び社会活動の範囲拡大を目的としている。現在、障がい者手帳や療育手帳等を所持している者については、事業者負担によりタクシー料金の１割引制度が適用されており、一定の支援が図られているところである。

一方で、本町の制度は重度障がい者等に限定されており、支援対象の範囲や公費負担の公平性という観点から見直しの余地があると思います。

また、近年は公共交通機関等による割引制度が広がりつつあり、公費を投入してまで事業を継続する必要性については再検討が求められる。

③配食サービス事業

本町における配食サービス事業は、３０年以上にわたり継続実施されており、調理が困難な高齢者等に対し、弁当代の一部を助成するものである。事業開始当初は、配食サービスを提供する事業者が限られていたが、近年は多数の民間事業者が参入し、見守り機能を付加したサービスを提供する事業者も見られるようになっている。

このような状況を踏まえると、町として食事に対して引き続き公費を投入し補助を行う必要性については、慎重な検討を要する。

特に、民間事業者の参入が進み、利用者に多様な選択肢が確保されている現状においては、公費による補助の意義や公平性に課題があると考えられる。

④紙おむつ給付サービス事業

本町における紙おむつ給付サービス事業は、２０年以上にわたり継続して実施されており、常時紙おむつを必要とする者の生活の向上及び介護者等の経済的負担の軽減を目的としている。

しかしながら、紙おむつは食料や日用品と同様に生活に密接した消耗品であり、本来は各家庭において購入することを基本とすべきものである。また、本事業は要介護高齢者等を対象とした現物給付であることから、他の生活困難者とのバランスや公平性の観点においても課題があると思われます。

今後の対応としては、必要性の高い者に対し、現物給付に限定せず、生活支援の一環として助成や相談支援など柔軟な手法を導入することも考えられる。

これらの状況を踏まえ、他の福祉施策や介護保険サービスとの役割分担を考慮したうえで、各事業の意義及び必要性を改めて評価し、事業の縮小又は廃止を含めた見直しを検討されたい。

６. 上下水道課

（１）第１浄水場の更新について

第１浄水場の更新事業計画に基づき、業務受託者を決定し、資金確保方法等の検討を行い着実に更新されたい。

７. 学校教育課（小学校含む）

（１）いじめ・不登校問題について

篠栗町教育委員会のいじめ及び不登校対策に関する取り組みについては、未然防止・早期発見・関係機関との連携・支援体制の整備と一定の基盤が整備されていると思われる。

しかし、令和４年度１７４名、５年度１８１名、６年度１８８名と不登校児童生徒が年々増加傾向にある点については、現状の取り組みだけでは十分な効果が出ていないように思われる。

今後もいじめや不登校の未然防止・早期発見に向けて、さらなるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職員との連携、活用を促進し、家庭・地域・関係機関との連携を一層深め子どもの居場所づくり等の支援を広げられたい。また、児童生徒への定期的なアンケートや個別面談を通じた実態把握に努められたい。

教育支援センターを庁舎内一室からオアシスへ移転し、環境の改善に注力し、通所者が大幅に増加したことは大いに評価できる。

令和５年度から、きめ細かな支援及び教職員のスキルアップを目的とした「特別支援教育

相談員」を配置し、専門的な立場から学校や家庭に対し発達や行動面に関する助言や指導がなされたことは大いに評価できる。

（２）特別支援学級について

特別支援学級数及び在籍児童生徒数の増加は、全国的なものであり障がいに対する社会的理解の進展や、保護者の前向きな受止め方への変化や乳幼児期からの早期発見・療育支援の充実が考えられる。

特別支援学級の増設に伴い、教室・教材・支援機器等の整備、教員・支援員の配置バランスについて、今後も計画的な整備を行われたい。また、教職員の研修や人材育成の取り組み等の支援を継続的に維持されたい。

（３）プール授業およびプール施設の管理について

近年の気象変動により、６月中旬以降は気温が連日３１℃を超える日が多くなっています。そのため、児童の安全を考慮してプール授業を中止するケースが増えており、体育授業の一環としての水泳学習が形骸化しつつあります。これは教育的な観点からも課題といえます。

加えて、学校のプール施設は老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所も多く見受けられます。衛生面・安全面の両面から、早急な対応を検討されたい。

今後、熱中症のリスクが高まる中で屋外プールでの授業を継続することには限界があることから、天候に左右されない民間プール等の外部施設の活用についても検討されたい。

また、現在、すべての小中学校において個別にプールを維持・管理していますが、施設の老朽化や維持費の増大を踏まえ、費用対効果の観点から施設の統廃合も含めた再編について検討されたい。

（４）ＩＴ機器の活用について

児童生徒用のタブレット端末をはじめ、電子黒板や書画カメラなどのＩＴ機器は、学習の場において着実に定着してきており、児童生徒はこれらの機器を活用しながら、情報を自ら収集・分析し、発表資料を作成するなど、主体的な学びを深めています。

今後は、こうした機器の耐用年数や修繕・更新のサイクルを見据えた計画的な管理体制を整備し、安定した教育環境の維持に努められたい。

（５）学校施設や敷地内での修繕について

小学校３校の監査を実施したが、施設の老朽化による修繕が必要な箇所が散見された。 例えば、教室のドア、門扉、トイレの蓋の不具合、女性教師用のトイレ不足、樹木の伐採が必要な場所、雨漏り等、すでに修繕に取り掛かっているものもあるが、必要な予算を確保し、学校からの要望に基づき適切に処理されたい。

8. こども育成課

（1）児童館における苦情･意見･要望（以下「苦情等」という。）への対応体制について

児童館における苦情等の対応は、指定管理者内部で処理されているようですが、利用者が事業者に対して苦情等を伝えにくい場合もあります。

苦情等を内部だけで処理せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに基づいて対応を進めることで、利用者は安心してサービスを利用でき、事業者への信頼にもつながります。

苦情等を適切に受け止め、真摯に対応する体制が整えば、利用者の満足度が高まり、事業の質の向上にも寄与します。そのため、苦情等の対応において社会性と客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するためにも、第三者委員の設置を検討されたい。

あわせて、第三者委員の氏名等を施設内に掲示し、苦情等が直接委員に届くような体制の整備を進められたい。

（2）認可・認定保育園の入所状況について

現在、認可保育園の入所率は合計で１０８％、認定保育園では１２１％と、いずれも定員を大きく上回る利用状況となっており、過密保育による児童の安全や保育の質の低下が懸念されます。中には入所率が１３０％を超える園もあり、施設や職員の負担が限界に近づいていると思われます。

このような超過状態が継続する場合には、定員の見直しや施設の拡充を検討する必要があります。

また、「保育士の人数は足りている」とされているのは、あくまで配置基準上の話であり、実際の勤務体制は脆弱で、保育士への過度な負担や離職リスクの増加も懸念されます。

今後は、実態に即した柔軟な勤務シフトの構築や、交替要員を含めた保育士の確保に努め、持続可能な保育体制を整備されたい。

（3）待機児童について

保育園の待機児童については、定員を超えての受け入れにより「０人」となっている。

放課後児童クラブにおいては、令和６年度に５４人だった待機児童が、たけのこ放課後児童館の建設により、令和７年度には１２人まで大幅に減少しました。

さらに令和７年度には、やまばと児童クラブの増設工事が着工され、今後の待機児童の解消につながることが期待されます。これらの取り組みは、実効性のある対応策として評価に値する。

（4）産休から育休時の在園時退園問題の解消について

令和５年度より、産休･育休取得時における在園継続年齢引下げを拡充した点については、母親の心理的負担軽減や家庭の育児環境の安定化等に一定の効果があるものと評価できる。さらに本年度９月を目途に、全児童年齢において継続入所を可能とする制度の実施を目指している点については、就労と子育ての両立を支える強化策と意義深く、少子化対策の観点からも効果が期待される取り組みであると考えられ、大いに評価できる。

9. 会計課

（1）ＤＸ化に伴うペーパーレス化に向けた運用体制の構築について

現在、電子決済システムの導入により、一定の業務効率化が進んでいます。

しかし、支出命令書や請求書などの書類については、依然として会計課で紙ベースによる保存が続いています。

一方、電子決済においては、電子データ自体が原本としての役割を果たしていると考えられます。このような状況を踏まえ、紙による保存が本当に必要かどうか、運用の見直しを含めて検討されたい。

〔書面での監査〕

本年度は、監査事務の効率化及び担当課の負担軽減を図るため、対面での監査と書面での監査を並行して実施した。

財産活用課、まちづくり課、税務課、収納課、産業観光課、都市整備課、社会教育課、議会事務局、監査委員事務局、幼稚園、中学校については、書面での監査とした。

概ね適正に業務は、遂行されていた。

以下については、今一段の努力が必要な事項について、意見として記載している。

１．産業観光課（一部ヒアリング実施）

（１）ふるさと納税について

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設された。

この制度には、次の三つの大きな意義があると説明されている。

・第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。
・第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。
・第三に、自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。
それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

【参考】ふるさと納税の理念（総務省 ふるさと納税ポータルサイト）

また、総務省は、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金が更に有効に活用されるためには２つの視点が重要であるとしている。

・ふるさと納税の使い道を地域の実情に応じて工夫し、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にすること。
・ふるさと納税を行った方と継続的なつながりを持つこと。

ふるさと寄附額等の推移

年度	寄附額【①】	町税流出額 【②】	地方交付税算入額 ②×0.75 【③】	実質流出額【④】 ①＋③－②	経費【⑤】	実質流出額－経費 ④－⑤
令和２	105,501	50,848	38,136	92,789	49,609	43,180
令和３	125,938	40,271	30,203	115,870	62,454	53,416
令和４	242,180	92,575	69,431	219,036	120,956	98,080
令和５	150,830	109,474	82,106	123,462	75,242	48,220
令和６	200,707	127,457	95,593	168,843	99,593	69,250

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

（ⅰ）全庁的に取り組む体制の整備について

本町では、ふるさと納税制度に伴う収支としては黒字の状況にある。産業観光課では、寄附額を目標として設定しているものの、なかなか目標額に届かないのが現状である。全庁的な周知や情報提供が行われていないので、現状や目標を共有した上で、課題を整理し、全庁的に取り組む体制を整備されたい。

（ⅱ）寄附者と継続的なつながりを持つ取り組みについて

本町では、寄附者にお礼状及びパンフレットの送付を行っているが、継続的なつながりを持つ取り組みとして他自治体では、２年以上連続して寄附をされた方への感謝状の送付や寄附の活用状況などを掲載したダイレクトメールの送付を行うなどの事例が見受けられる。ふるさと納税を通じて本町に関心を持っていただくことは有用であり、リピーターの確保に向け、本町の魅力ある返礼品の案内や寄附の活用状況をわかりやすく報告するなど十分な取り組みを検討し、実行されたい。

（ⅲ）クラウドファンディング型ふるさと納税の検討について

クラウドファンディング型ふるさと納税とは、寄附金の使い道としてより具体的な事業を示し、これに共感した方からの寄附を募る仕組みである。

クラウドファンディング型ふるさと納税では、寄附者は自身の暮らす自治体や応援したい自治体の事業に直接寄附ができ、当該事業の所管部署は、直接財源を確保できることから双方にとって有用な仕組みとなっている。これを全庁的に周知し、積極的に活用されたい。